横浜市記者発表資料

明日をひらく都市 OPEN×PIONEER YOKOHAMA 令 和 7 年 2 月 7 日 下水道河川局マネジメント推進課 下 水 道 河 川 局 管 路 保 全 課 下 水 道 河 川 局 施 設 管 理 課

下水道管理用地を活用したEV充電設備付き駐車場 の設置・運営を行う事業者を再公募します!

下水道管理用地*1を占用してEV充電設備*2付き駐車場*3の設置・運営を行う事業者を再公募します。

この取組により、地下に下水道管が埋設されている下水道管理用地の地上部有効活用による下水道事業の新たな財源創出に加え、2050 年までの脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けた次世代自動車の普及促進にも貢献します。



1 対象用地

次の対象用地一覧から希望する用地を選択し、応募してください(複数選択可)。納付金(駐車場 運営による収入見込み額の一部(定額(1円以上)))に係る価格競争入札により、事業者を決定します。 納付金とは別に、占用料が必要です。また、表中の1年当たり占用料は令和7年度時点のものであ り、令和8年度以降は、最新の土地評価等を反映して算定し直すため、変動する可能性があります。

No.	所在地	占用面積	1年当たり占用料
(1)	港北区新吉田東三丁目 3,709番の6ほか	149.42 m ²	658, 269 円
(2)	栄区田谷町 1,370番の3	93.17 m ²	125,639円
(3)	瀬谷区本郷三丁目 45 番の 14	292.00 m ²	604,440 円
(4)	川崎市中原区井田2丁目1,158番の1	329.45 m ²	1,316,976円

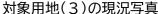
2 公募実施要項等

公募実施要項等は横浜市ホームページをご確認ください。

URL: https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/gesuido/sisankatuyou/youtikatuyou06-2.html

対象用地(1)の現況写真









裏面あり





3 スケジュール等

(1) 事業実施協定の締結までのスケジュール(予定)

再公募に係る公告	令和7年2月7日(金)
公募実施要項の配布	令和7年2月7日(金)から令和7年2月26日(水)まで
質問書の受付	令和7年2月7日(金)から令和7年2月19日(水)まで
応募者の受付	令和7年2月7日(金)から令和7年2月26日(水)まで
納付金入札者(応募者のう ち資格審査通過者)の決定	令和7年3月18日(火)まで
入札、落札者の決定	令和7年3月24日(月)
事業実施協定の締結	令和7年4月中旬まで

(2)公共下水道占用の手続

- ・事業者は、事業実施協定の締結とは別に、横浜市下水道条例第 24 条第1項に基づく占用許可を 受ける必要があり、事業実施協定締結日から15日以内に占用許可申請書等の提出が必要です。
- ・占用期間:占用許可日から令和9年3月31日まで ただし、事業者から更新申請があり、横浜市が支障なしと判断した場合は、最長で令和17年3月 31日まで更新(占用期間の延長)が可能です。
- ※1 下水道管理者(横浜市)が所有・管理している土地。

地下に下水道管が埋設 されているなどしている ものの、地上部には支障 物が存在しないか少ない ものが多く、この特徴を 踏まえて地上部を有効活 用する。

現在、3か所でEV充 電設備付き時間貸し駐車 場事業を実施中。





- ※2 「3kW以上の電気自動車用普通充電設備」を対象用地1箇所につき1基以上設置するものとする。
- ※3 時間貸し自動車駐車場に限る。ただし、部分的に、カーシェアリングを導入することや、自動二輪車 用の時間貸し駐車場として使用することを妨げません。

【参考】令和6年12月25日記者発表

「下水道管理用地を活用したEV充電設備付き駐車場の設置・運営を行う事業者を公募します!」 URL: https://www.city.vokohama.lg.ip/city-info/koho-kocho/press/gesui/2024/1225chushaiokoubo06.html

お問合せ先

<公募、入札及び事業実施協定に関すること>

下水道河川局マネジメント推進課長

吉野 文雄 Tel 045-671-2906

<対象用地に関すること>

(1)、(2)、(4)の用地

下水道河川局管路保全課長 石井 智博 Tel 045-671-2808

(3)の用地

下水道河川局施設管理課長 大橋 洋明 Tel 045-671-3573





